

令和7年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和8年2月17日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和7年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和8年2月17日(火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和8年2月17日(火) 午後2時31分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
5番	米田拓実	6番	中野雄一郎
7番	芋田一弘	8番	立崎和寿
9番	山田利昭	10番	稲田優憲
11番	奥山博	12番	小田正喜
13番	外山康仁	14番	竹浦寿広
15番	野崎さち子	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	深持地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
東部地区	山端潤一	藤坂地区	市崎貴之
六日町地区	平舘龍徳		

7. 会議に付した案件

- 報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第48号 農地の転用事実に関する照会について
議案第42号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第43号 特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について
議案第44号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第45号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第46号 令和8年度農作業労働賃金等標準額について

8. 議事録署名委員

9番 山田利昭

10番 稲田優憲

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 櫻田修一郎

事務局次長 中村淳一

事務局農地係長 吉田武範

事務局振興係長 戸舘奈津美

事務局主事 下山昂大

10. 書 記

事務局振興係長 戸舘奈津美

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和8年2月4日に告示招集いたしました、令和7年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 山田 利昭 委員、10番 稲田 優憲 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 振興係長を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第46号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから4ページまでの合計12件、32筆、89,696平方メートルです。今後の意向については、62番、63番、65番から67番、69番、70番は別人と貸借、64番は同一人と売買、68番は別人と機構で貸借、71番は別人と売買予定、72番、73番は同一人と機構で売買となっております。このうち、63番、67番、69番は3条の賃借権設定にかかる議案として、64番は3条の所有権移転にかかる議案として、それぞれ提出されております。5ページです。農地中間管理事業によるものが5ページから10ページまでの合計23件、71筆、197,423平方メートルです。今後の意向については、39番と43番、44番が同一人と売買、40番

から42番が自ら耕作、45番、46番、50番、51番、60番が未定、これ以外はすべて別人と貸借となっています。なお、今回、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いします。報告第47号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、12ページから13ページです。今回は、合計5件、31筆、76,650.06平方メートルです。取得事由は、すべて相続によるもので、取得後の内容は、貸借中、自ら耕作、農地として管理などとなっています。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）14ページをお願いいたします。報告第48号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会は、合計4件、6筆、4,049平方メートルです。令和8年2月9日に現地調査を実施し、法務局への回答は、2月10日に行っております。37番は、中矢コミュニティセンターから北東に約250メートルの地点です。照会地①と③は、昭和48年建築の畜舎の敷地になっています。照会地②は昭和45年建築の倉庫の敷地となっています。いずれも、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地となっていることから非農地と判

断しています。38番は、六郷会館から南東に約100メートルの地点です。照会地は、昭和61年建築の貸家の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地となっていることから非農地と判断しています。39番は、豊平生活センターから南西に約900メートルの地点です。照会地は、山林になっています。税務課の土地課税台帳においても現況地目が山林となっていることから非農地と判断しています。40番は、元町コミュニティセンターから南東に約150メートルの地点です。照会地は、昭和63年建築の住宅の敷地になっているほか、当該住宅及び西側の住宅への進入路となっています。相当長期間農地としての利用実績はなく、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地及び雑種地となっており、農地としての再生利用が困難であることから非農地と判断しています。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、脊戸委員、小笠原委員の3名です。2月9日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時11分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時11分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）16ページをお願いします。議案第42号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、17ページから19ページです。所有権の移転に関するものが、17ページから18ページ、賃借権、使用貸借の権利設定に関するものが19ページとなっています。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員願います。

報告委員（竹浦寿広）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転11件、賃借権の設定4件、使用貸借による権利の設定1件の合計16件です。所有権の移転は、96番から103番までが売買によるものです。その他、104番が知人に贈与するもので、105番と106番が親戚間でお互いの農地を贈与するものです。このうち、新規取得は96番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、57番から60番が労力不足によるもので、61番は親から子への経営移譲によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員願います。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。17ページの所有権移転に係る申請番号96番の新規取得となる譲受人に対し、2月9日午後1時30分に、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 1 5 分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後 2 時 1 5 分

議 長（箕輪展忠） 休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠） 次に議案第 4 3 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 2 0 ページをお願いします。議案第 4 3 号、特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別表のとおり十和田市長から申請があったので承認を求める件です。内容は、2 1 ページです。十和田市長から申請のあった農地は、別表の 3 筆です。十和田市が農地を借上げ、市民農園として開設するためのものです。東地区と西地区に 1 箇所ずつの計 2 箇所に開設します。それぞれ 4 0 区画で、1 区画約 5 0 平方メートルとし、市内在住の農業を営んでいない方に無料で貸し出すものです。開設場所は昨年度と同じ時場所で、地図に示しておりますとおり、東地区はスーパーヤマヨから東に約 3 0 0 メートルの地点、西地区はカケモ西金崎店から東に約 2 0 0 メートルの地点です。農業委員会において、承認にあたり留意すべき要件としては、実施要綱が定められているか、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れがないか、妥当な規模か、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正か、また、適正かつ円滑に利用される体制が確保されているかなどとなっております。実施要綱は 2 2 ページから 2 3 ページにお示ししたとおりに定められております。その他の事項については、担当課である農林畜産課に確認し、要件は全て満たしていると判断されます。なお、承認にあたっては、例年と同様、市民農園利用者に対し、近隣居住者の迷惑となるような行動、例えば水をもらいに行かない、トイレを借りない、迷惑駐車をしない等、こういった行為がないよう配慮することを要望意見として付すことといたします。以上です。

議 長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は承認することに決定いたしました。

議長 (箕輪展忠) ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時19分

議長 (箕輪展忠) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (箕輪展忠) 次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長 (櫻田修一郎) 24ページをお願いします。議案第44号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、25ページから48ページで、このうち、一括方式の所有権に関するものが、25ページから27ページの合計8件、25筆、48,281平方メートルです。次に、一括方式の賃借権に関するものが、28ページから41ページの合計27件、116筆、251,497平方メートルで、153番から161番、164番、166番、169番が新規、これ以外はすべて再設定となっております。次に、一括方式の使用貸借に関するものが、42ページの合計2件、4筆、3,429平方メートルで、2件とも新規となっております。次に、受け手の変更のみにかかるものが43ページから48ページで、このうち賃借権に関するものが、43ページから47ページの合計10件、29筆、70,537平方メートルで、10件とも新規設定となっております。次に、使用貸借に関するものが48ページの合計2件、5筆、13,731平方メートルで、2件とも新規となっております。以上です。

議長 (箕輪展忠) 農用地利用調整会議の結果について報告願います。六日町地区 平館 龍徳 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員 (平館龍徳) 26番の調整内容を報告します。1月14日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足に

より売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）平館推進委員、ご苦労様でした。次に切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（若沢弘幸）27番の調整内容を報告します。1月14日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）若沢推進委員、ご苦労様でした。次に大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（大平靖四郎）28番の調整内容を報告します。1月14日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）大平推進委員、ご苦労様でした。次に三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治）29番と30番の調整内容を報告します。1月28日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。次に伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員が欠席のため、事務局に代読させます。

農地係長（吉田武範）小笠原一成推進委員が欠席のため、事務局から31番の調整内容を代わって報告します。1月28日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）次に大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（斗沢信一）32番と33番の調整内容を報告します。32番は1月28日午後

1時30分、33番は同日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）斗沢推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時26分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）49ページをお願いします。議案第45号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。50ページです。合計1件、1筆、192平方メートルです。6番の転用事由について、自己所有農地に普通住宅を建築するものです。場所は、観音寺本堂から南東に約100メートルの地点です。農地区分はその他の2種農地に該当します。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願

ます。1番 脊戸 潤子 委員お願いします。

報告委員（脊戸潤子）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計1件です。2月9日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）脊戸委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）51ページをお願いします。議案第46号、令和8年度農作業労働賃金等標準額について。令和8年度農作業労働賃金等標準額の決定について審議を求める件です。内容は、52ページです。令和8年度の各項目の金額につきましては、まず、先月の全員協議会で事務局の案をお示しいたしました。その後、2月3日火曜日にJA十和田おいらせ、市農林畜産課、農業委員会の3者で検討会を開催し、協議を行いました。先月の総会でお示しした金額について、それぞれの項目の値上げも視野に入れて協議いたしましたところ、乾燥、糲摺りの単価表について、糲摺りの色選ありの項目を追加し、単価についても令和8年度から農協を含め、燃料費等の値上げ分を鑑みて値上げするとの話を受けて、前回お示ししたものから今回のものに修正しました。これ以外の項目の額については、先月の総会で委員の皆様にお示しした事務局案がそのまま、次年度の標準額とすることで、合意となりました。なお、本議案をご審議いただき、承認されました後には、市のホームページに掲載し公表するとともに、チラシを作成しまして、JAの外務での配布等を通じて農業者、また、市民の皆様へ、3月中にはお知らせする予定としております。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和7年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————